

横浜市南部地域療育センター

【施設目標】

① 人材の育成

人材育成委員会での検討を基に全体研修・キャリア別研修を実施する。

② 待機への取組

初診前後に通える広場事業としての子育て支援グループ「ありんこ」、早期療育開始前の親子のコミュニケーション支援としての「こぐまくらぶ」、集団療育開始前の「家庭療育セミナー」の継続によって相談受理後の支援の充実を図っている。ソーシャルワーカーによる初診前面談の継続及び新たな療育センターのあり方の方向性に沿う形の家族支援（ソーシャルワーカーや心理職、保育士等による相談・評価や支援）の実施を検討する。

③ 柔軟な療育システムの構築

新たに週 1 回の通園課並行通園クラス及び親子通園クラスを開設したため、利用者満足向上の観点から、業務の検証及び課題抽出を行う。児童発達支援ガイドラインに基づいた自己評価を実施し、サービスの質の評価及び改善内容をホームページで公表する。

④ 経営基盤の強化と施設の管理運営

節電対策、業務の効率化を図り時間外業務の削減を継続する。施設点検を継続し、計画に基づいた修繕、備品の更新を推進する。令和 3 年度に実施した第三者評価の振り返りを行い、事業所のハード、ソフト両面の改善につなげる。

⑤ 危機管理体制の整備

整備したマニュアルを基に各自が主体的に判断し、担当（係）の役割を理解しながら行動できることを目指す。全体避難訓練やバス避難訓練を含めた、実践訓練の継続と課題抽出を行う。

⑥ 地域における公益的な取組

「すぎたからつな 5（ゴー）」へ継続して参加する。「保育士・幼稚園教諭研修」を継続実施するとともに研修内容を検討する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、小児神経科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、補装具外来、摂食外来
・初診 600～650 人 再診 2,500～3,000 人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等および療育プログラムなどの作成を行う。早期療育科では保育士や児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面、発達面の支援、相談等を行う。

2. 通園部門

一人ひとりの子どもに合わせた療育支援を行い、家庭での子育て支援や子どもたちが地域の中で健やかに育つように援助するため障害の特性に配慮したクラス編成で療育を行う。

(1) R4年度利用児童数 (予定数)

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター (知的障害児)	113	50
医療型児童発達支援センター (肢体不自由児)	11	40
計	124	90

(2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢を考慮し、親子通園(週1日)・単独通園(週5日、週1日)でクラス編成をする。
- ② 対象児は3歳児～5歳児。並行通園の希望など保護者の意思決定を尊重し、頻度、通園形態を検討し、決定する。
- ③ 週1日単独並行通園は、支援の幅を広げることや継続して並行通園クラスを開催するための職員体制作りの一環として親子通園部門と協同運営している。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、家族参観、家庭訪問、遠足、交流保育、お別れ会、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉相談室のソーシャルワーカーが中心となり、各職種と連携して、関係機関の役割と機能を尊重し、利用者への支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 650件 延べ相談件数 5,000件)
- (2) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 150回 延べ相談件数 1,500件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 磯子区 70件、金沢区 70件)
- (4) 地域支援：啓発講演会等への講師派遣、訓練会の支援を行う。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校(24校、延べ70件)へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業所「はらっぱ」(旧：児童デイサービス)：知的発達に遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：主に新たな保育所等を利用する運動障害をもった児童に対して専門的・個別的な支援を実施し、園との連携を強化して安定した利用を目指す。

- (10) 障害児相談支援事業： 障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者 180 人を予定。また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援（利用計画等）を行う。
- (11) 特定相談支援事業： 療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. 地域ニーズ対応事業等

- ・【継続】 地域ニーズ事業『学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消』
- ・【継続】 待機児育児支援事業『ありんこ』（集団療育開始前の期間の育児支援グループ）

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、情報開示請求への対応
- ・横浜市子ども青少年局との連絡調整会議への参加及び実態調査への対応
- ・給食の提供（委託）、通園のバス送迎（一部委託）、施設開放の実施等
- ・外部監査人による監査への対応
- ・大規模修繕工事の実施

6. 職員体制

所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、栄養士、事務等の常勤・非常勤 計 88 人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」の実施
- ・杉田5丁目合同イベント「すぎたからつな5（ゴー）」への参加
- ・他機関職員（保育士・幼稚園教諭）向け研修会の実施
- ・施設見学受け入れ、地域への施設およびプール開放
- ・実習生受け入れ（社会福祉士、保育士、言語聴覚士、理学療法士、医学部学生等）
- ・ボランティア受け入れ（通園児弟妹保育、保育補助、教材作成）